

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市災害弔慰金等支給審査委員会 ※本会議は、明和町、多気町、大台町と合同開催を行っています
2. 開 催 日 時	令和8年5月7日（木） 午後3時30分～午後4時28分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	(委 員)◎ 富田良弘、○近田雄一、矢津卓宏、齋藤洋一、飯田真也、大橋翼 ※◎委員長、○副委員長 (事務局) 大西学、久世哲也、徳田剛士、三田沙弥香、佐藤孝紀、磯野聡士
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部健康福祉総務課 TEL 0598-53-4368 FAX 0598-26-4035 e-mail kenfukou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会
2. 1市3町合同開催について
3. 委嘱状の交付
4. 委員長・副委員長の選任
5. 松阪市第1回審査委員会についての振り返り
災害弔慰金制度の概要説明
6. 明和町・多気町・大台町災害関連死認定基準について（案）
7. 災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアルについて
8. 災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアルについて

令和8年度災害弔慰金等支給審査委員会 議事録

日時：令和8年5月7日（木）午後3時30分から

場所：松阪市役所 第3・第4委員会室

事務局	<p>「開会」</p> <p>皆様、定刻になりましたので、只今から、「令和8年度災害弔慰金等支給審査委員会」を開催させていただきます。</p> <p>皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、進行を務めます松阪市健康福祉部健康福祉総務課課長の久世でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>前回の松阪市審査委員会の際には、個別事案の調査審議を行う場合は、非公開と定めましたが、今回の審査委員会につきましては、平時の審査会となりますので、「松阪市情報公開条例」第8条の規定に基づき、公開審議となりますので、議事録は松阪市のホームページ上で公開することになっています。</p> <p>なお、明和町・多気町・大台町の条例においても同様に公開審議となることを申し添えます。</p> <p>このことから、議事録作成のため、録音を行いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>まずはお手元にお配りいたしました、資料のご確認をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年度災害弔慰金支給等審査委員会事項書・【資料1】1市3町委員名簿・【資料2】災害弔慰金等支給審査委員会の運用連携に関する覚書・災害弔慰金等支給審査委員会に係る報酬及び重複支給に関する説明・【資料3】災害弔慰金・災害障害見舞金について・【資料4】松阪市災害関連死認定基準・各町災害関連死認定基準（案）・【資料5】災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル・【資料6】災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル・【参考資料1】松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例・松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・【参考資料2】令和6年能登半島地震において災害関連死として認定された事例及び認定されなかった事例（災害関連死事例集） 令和8年1月 <p>でございます。不足の資料がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、机上に資料の差し替え・追加を置かせていただきました。申し訳ございませんがご確認よろしくお願いいたします。</p> <p>次に会議の成立についてご報告いたします。</p> <p>本日、松阪市委員6名のうち出席委員6名、明和町委員6名のうち出席委員5名、多気町委員6名のうち出席委員4名、大台町委員5名のうち出席委員4名、であり、「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」第19条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、明和町・多気町・大台町の各施行規則においても同様であることを申し添え</p>
-----	---

事務局	<p>ます。</p> <p>それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。</p> <p>事項2、1市3町合同会議について、 災害関連死の認定に伴う災害弔慰金の審査において、合同開催は、被災市町村の業務負担を軽減し、自治体間での認定基準のばらつきを避けることができます。 また、松阪市・明和町・多気町・大台町の1市3町では、委員のご推薦をいただいている医師会様並びに弁護士事務所様にもご調整いただいて委員の皆様をご推薦していただいておりますことから、平時においては合同会議として開催し、災害時には同日開催を行うことで、委員の皆様の移動負担を軽減し、審査の迅速化を図ることを目的としております。 災害時には慢性的な人手不足に陥るため、専門的な知識が必要な審査会を単独で開催することが困難になることから、松阪市・明和町・多気町・大台町にて同日開催を実施する運びとなりました事をご報告いたします。 委員会報酬につきましては、資料2「災害弔慰金等支給審査委員会に係る報酬及び重複支給に関する説明」をご覧ください。 資料のとおり1市3町同基準額とさせていただきます。 平時における合同開催は、報酬の重複支給とみなされるため、1市3町で輪番制を取り、輪番市町からのみ委員会報酬をお支払いさせていただきます。災害時における同日開催においては、各市町の委員会の独立性を担保することで、各市町の条例等の規定に基づき、それぞれの市町から審査案件に応じて個別に支給させていただきます。 輪番市町からのみ委員会報酬をお支払いをさせていただくことに関しては、「災害弔慰金等支給審査委員会 合同会議の開催に伴う報酬の取扱いに関する同意書」の記入をお願いしたいと考えます。本日記載し、会議終了後提出をお願いします。</p>
事務局	<p>事項3委嘱状の交付に入らせていただきます。 なお、合同会議でございまして、明和町・多気町・大台町様の委嘱につきましても代理して松阪市長が交付させていただきます。 それでは、竹上市長より委嘱状を交付します。順にお名前を呼ばさせていただきますので、呼ばれた方はその場でご起立いただき、市長から交付されたのち、ご着席ください。 なお、明和町・多気町・大台町のみ委員委嘱については各町にてすでに委嘱させていただきますことを申し添えます。</p> <p>《松阪市長より1市3町の委員3名、松阪市委員3名に委嘱状または辞令を交付》</p>
事務局	<p>次に竹上市長より、ご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆様、本日はご多忙の折、お集まりいただき誠にありがとうございます。特に医師会の先生方におかれましては、多忙な業務の合間を縫ってのご出席、心より感謝申し上げます。</p>

	<p>本日は「災害弔慰金等支給審査委員会」の1市3町合同開催となります。これより審査等の進め方についてご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。さて、昨今、南海トラフ巨大地震への備えが急務となる中、災害弔慰金の支給に関する条例を改正し、本委員会を開催する運びとなりました。本来、本委員会は開催の必要がない、災害による犠牲者が出ないことが最も望ましいわけですが、万が一の事態に備え、体制を整えておくことは不可欠です。</p> <p>特に困難な課題は「災害関連死」の認定です。東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震と、過去の災害事例を振り返っても、関連死の定義は災害ごとに異なっており、これをいかに公平かつ明確に判断できるかが、行政および私たちに課せられた重責であると感じております。</p> <p>本日は、皆様の専門的な見地から、提示しておりますマニュアルの実効性や認定基準等について、忌憚のないご意見を賜りたく存じます。皆様の知見をもとに、松阪市および多気郡3町の住民が安心して暮らせる、強固な体制を構築してまいりたいと考えております。</p> <p>限られた時間ではございますが、何卒慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 市長は、他の公務があるため、ここで退席させていただきます。</p>
事務局	<p>本審議会より1市3町の合同会議となりますので、皆様より、ご挨拶を頂戴したいと思います。 富田委員より、お願いいたします。 《富田委員 → 矢津委員 → 齋藤委員 → 飯田委員 → 後藤委員 → 高木委員 → 近田委員 → 大橋委員 よりご挨拶》</p>
事務局	<p>事項4の「委員長、副委員長の選任」について、事務局から説明させていただきます。</p> <p>「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」第18条の規定に基づき、委員の皆様の中から、委員長及び副委員長1人をそれぞれ選出していただくこととなります。</p> <p>明和町・多気町・大台町についても条例施行規則から同様となることを申し添えます。まずは、委員長をお決めいただきたいと存じますが、いかがいたしましょうか。</p>
委員	<p>「事務局一任」</p>
事務局	<p>「事務局一任」との声があったので、誠に僭越ではございますが、事務局からの提案ということでご了解願いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>「異議なし」</p>

事務局	<p>「異議なし」とのお声をいただきましたので、事務局から提案させていただきます。1市3町の委員長には、松阪地区医師会の副会長、防災担当理事としてご尽力いただいております富田委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>副委員長には、行政の立場からのサポートとして、松阪市においては副市長の近田委員、明和町においては副町長の高木委員をお願いしたいと思っております。多気町においては副町長の森本委員となりますが、今回欠席のため不在となります。大台町においては副町長不在につき、副委員長不在となります。</p>
事務局	委員の皆様、いかがでしょうか。
各委員	「異議なし」
事務局	<p>それでは、富田委員に委員長を、副委員長には各市町の副市長、副町長である近田委員、高木委員に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>《席札「委員長」「副委員長」を設置》</p> <p>それでは、富田委員長よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>それでは、規則により、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>事項5「松阪市第1回審査委員会についての振り返り」として、災害弔慰金制度の概要説明を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回、松阪市における第1回審査委員会でご確認いただきました内容について、改めてご説明させていただきます。ここから着座にて失礼いたします。</p> <p>【資料3】「災害弔慰金・災害障害見舞金について」の資料をお願いいたします。</p> <p>ページをめくっていただき、右下にページ番号が記載しておりますので、ご確認お願い致します。1ページをお願いいたします。</p> <p>災害弔慰金・災害障害見舞金についてです。</p> <p>表の上の行は、災害弔慰金、災害障害見舞金別にわかれております。実施主体、対応の担当は、市町村で実施となります。</p> <p>対象災害ですが、自然災害としており、①～④の被害内容となっております。</p> <p>その下の受給遺族ですが、災害弔慰金は、お亡くなりになりました方の配偶者や、子などのご遺族へ支給いたします。</p> <p>その下は、災害障害見舞金は被害に遭い、重度の障がいを受けた方となります。支給額ですが、災害弔慰金は生計維持者がお亡くなりになりますと500万円、その方以外は250万円となります。災害障害見舞金は生計維持者250万円、その方以外は125万円となります。</p> <p>費用負担ですが、国1/2 県1/4 市1/4の負担となります。</p>

	<p>2 ページをお願いいたします。 一つ目の黒丸、災害弔慰金等、災害障害見舞金の支給対象についての説明で自然災害によりお亡くなりになる。重度の障害を負った場合になります。自然災害に起因しない場合は支給対象となりません。 ※印ですが、死亡や障害の原因をなる負傷や疾病が自然災害によるものかどうか？が、市町が判定することとなっております。</p> <p>3 ページをお願いいたします。 災害弔慰金等の支給に関し審議会等を設置することについての説明になります。 災害弔慰金等の支給に関する事項を調査・審議するため、条例の定めるところにより審議会等の合議制機関を置くよう努めることとされました。 このことから、災害関連死の審議を行う当審査委員会を設置しております。</p> <p>4 ページをお願い致します。 災害関連死についての説明になります。 災害関連死の定義になります。 災害による負傷の悪化、又は、避難生活等における身体的負担による疾病によりお亡くなりになり、災害が原因でお亡くなりになったと認められる方となっております。</p> <p>次の災害関連死の判断及び災害弔慰金の支給になります。 災害関連死の判断ですが、市町が災害関連死であるか否か判断をすることとなっております。 震災では建物の倒壊等でお亡くなりになった方など、物理的な要因でお亡くなりになる場合は災害が原因と明確であります。</p> <p>定義にありますように、負傷の悪化や避難生活等における身体的負担による疾病によりお亡くなりになる場合は、委員による審査が必要となります。</p> <p>審査会で災害関連死の協議、そして答申を受け、市は災害弔慰金の支給の可否を決定いたします。</p> <p>5 ページから審査委員会の説明資料です。説明は省略させていただきます。</p> <p>事務局からの説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>事務局から説明がありました。 ご質問等は、ございませんか？</p>
委員長	<p>《質問・意見なし》</p>
委員長	<p>無いようですので、次の事項に移ります。</p>
委員長	<p>事項5の「明和町・多気町・大台町災害関連死認定基準について」について、ご協議いただきます。</p>
委員長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>前回、松阪市の審査委員会において、ご審議いただきました松阪市災害関連死認定基準について、改めて事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料【資料4】1ページ「松阪市災害関連死認定基準」をご覧ください。</p> <p>まず、1の「趣旨」でございますが、この基準は、本市において、災害弔慰金を支給するに当たり、松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例及び松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則にもとづき、災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定めようとするものでございます。</p> <p>2の「定義」でございますが、災害による負傷の悪化、又は、避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害が原因で死亡したと認められたものとしします。</p> <p>次に、3の「基本的な考え方」でございますが、災害関連死の判定に当たっては、申出人による死亡に至るまでの経過を記した 申出書に加え、医師の診断書や診療記録等の客観的な資料に基づき、審査いただきます。具体的には災害と疾病等との発生との関連性、疾病等と死亡原因との関連性について審査するものとしております。</p> <p>次に、4の「個別事案の考え方」でございますが、災害と疾病等の発生との関連性、及び、災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性の有無については、(1)から(9)までの各項目に掲げるところにより判断するものとし、内閣府から発出されている「災害関連死事例集」の 各事例も参考とし判断するものと定めております。</p> <p>また、この基準は、災害障害見舞金の支給認定をする場合においても準用するものとしします。</p> <p>実際の審査を同日開催とするにあたり、前回、ご承認いただきました松阪市災害関連死認定基準におきましても、【資料4】5ページの(案)のとおり、明和町・多気町・大台町における認定基準としてご審議いただきたく、提案させていただきます。</p>
委員長	<p>事務局から説明がありました。</p> <p>何かご質問やご意見等は、ございませんか？</p> <p>《質問・意見なし》</p>
委員長	<p>それでは「明和町・多気町・大台町災害関連死認定基準(案)について」の採決をさせていただきますと思います。賛成の方は「挙手」をお願い致します。</p> <p>《挙手全員。挙手多数》</p>
委員長	<p>挙手全員(多数)ですので、提案とおり、各町の災害関連死認定基準として定めていただきました。松阪市を各町に読み替えていただきこの基準をもとに対応してまいります。</p> <p>皆様、どうぞよろしく願いいたします。</p>
富田委員長	<p>事項7「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」について、ご協議いただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料5】の「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」について、ご説明申し上げます。</p> <p>「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」をご覧ください。</p>

なお、以後の資料及び説明においては、松阪市を各町に、健康福祉総務課を各町の担当課に市長を町長に読み替えていただきますようお願いいたします。

1の「目的」でございしますが、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例」が適用される自然災害が本市に発生した場合における、災害関連死に係る災害弔慰金の支給に関する事項を定めようとするものでございます。

次に、2の「フロー図」の1の「制度の周知及び窓口の設置」でございしますが、平時からの市ホームページ等による制度の周知に加え、災害弔慰金の支給対象となる自然災害が発生した場合は、避難所でのチラシ配布や防災無線の活用など、該当される方々へ情報が届くよう、当該制度の周知・啓発に努めてまいります。

また、有事には、申請窓口として、健康福祉総務課や各支所等に窓口を設置いたします。

次に、フロー図の2の「ご遺族からの申出」でございしますが、まず、災害弔慰金の受領を申し出ていただくために、死亡された方やご遺族に関する事項等をご遺族の代表に記載していただく、様式1-1の「松阪市災害弔慰金に係る受領申出書」でございします。

次に、申出書とともに提出していただく資料として、死亡診断書（死体検案書）等の写し、死亡の原因となった傷病と災害との因果関係に関する所見等を医師に記載していただく様式1-2の「意見書」、対象が行方不明者の場合に、死亡の推定に該当することを申し立てるための、様式1-3の「災害による死亡の推定に関する申立書」、災害発生から死亡までの期間があった場合に、その経緯等を詳細に知るための、様式1-4の「災害後から死亡までの経緯」、松阪市以外で死亡された場合は、罹災証明書、遺族の住所地が松阪市以外の場合は、戸籍謄本など遺族であることを証明する書類、災害弔慰金を受領される方の身分証明書の写しと様式1-5の「請求書」でございします。

次に、フロー図の3の「災害弔慰金等支給審査委員会開催の準備」でございしますが、まず、個別事案ごとに当課が書類を作成いたします。

作成する書類といたしましては、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類等により確認できた内容を取りまとめた様式2-1の「災害弔慰金等支給審査委員会諮問資料点検票」、医療機関への入退院や社会福祉施設等への入退所の履歴が不明確な場合に、当課職員が申出者や関係機関からの聞き取り、提出書類により作成する様式2-2の「入退院等に係る調書」、対象者が自殺の場合の事案については、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類により作成する様式2-3の「災害弔慰金（自殺）の確認シート」及び様式2-4の「うつ病エピソードの診断ガイドラインに基づく確認シート」でございします。

また、必要に応じて、通院・入院履歴や病状等がわかる資料、介護サービス等の計画書などの書類を収集いたします。

これら必要書類が整いましたら、災害との因果関係の判断が困難な事案について、市長から委員会に諮問することとなりますが、どの程度の事案が諮問されるかについては、発生した災害の状況により異なることから、迅速な被災者支援の観点から、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、フロー図の4の「災害弔慰金等支給審査委員会の開催」でございしますが、委員会の開催準備が整いましたら、市長から委員長への諮問を行いますので、委員長に委員会を招集していただき、「松阪市災害関連死認定基準」と各種書類をもとに、個別事案ごとに、災害に起因する死亡であるか否かについて、ご審議いただくこととなります。

また、個別事案の審議結果につきましては、別紙1のとおり委員会庶務である当課が

	<p>取りまとめたものを、委員長・副委員長、各委員にご確認いただき、ご了承いただいた上で、市長に答申いただきたいと考えております。</p> <p>最後に、フロー図の5の「災害弔慰金の支給」でございますが、委員会からの答申をもとに、市長が支給を決定し、様式2-5の「松阪市災害弔慰金等支給審査委員会結果通知書」を申出者へ送付し、支給認定に相当する場合は、申出者に災害弔慰金が支給されることとなります。</p> <p>マニュアルの次の資料は、先ほどご説明した提出書類等の一覧となります。また、その後ろに添付してありますのは、各種様式でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。何かご意見のある方はいますか。</p> <p>私から質問ですが、明らかに災害により死亡したと判断できる場合は、本審査委員会で諮るのでしょうか。市・町で判断できる場合は、審査対象にならないという認識でよろしいか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。審査が必要な案件についてのみ諮問させていただきます。</p>
委員長	<p>他に意見はございませんか？</p> <p>《質問・意見なし》</p>
委員長	<p>無いようですので、次の事項に移ります。</p>
委員長	<p>事項7の「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル」について、ご協議いただきます。</p> <p>これは、災害弔慰金とはどう違うのですか？</p>
事務局	<p>こちらは、申し出がご遺族からではなく、ご本人も含めて申し出が想定されます。</p> <p>それでは、「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル」について、ご説明申し上げます。</p> <p>災害障害見舞金は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った又は症状が固定したときに精神又は身体に「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障がいがある場合に支給を行うものでございます。</p> <p>お手元の資料、「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル」をご覧ください。</p> <p>1の「目的」でございますが、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例」が適用される自然災害が本市に発生した場合における、災害関連障がいにおける災害障害見舞金の支給に関する事項を定めようとするものでございます。</p> <p>次に、2の「フロー図」の1の「制度の周知及び窓口の設置」でございますが、こちらは、先ほどの災害弔慰金と同様、制度の周知・啓発に努めるとともに、健康福祉総務課や各支所等に申請窓口を設置いたします。</p> <p>次に、フロー図の2の「申出者からの申出」でございますが、まず、申出者の障がいに関する事項や「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表の第何号に該当するかなどを記載していただく、様式3-1の「災害障害見舞金支給調査票」でございます。</p> <p>次に、調査票とともに提出していただく資料として、対象者が精神障がいの場合に、障がいの程度や治癒等に関する所見等を医師に記載していただく様式3-2の「診断</p>

	<p>書（精神障がい用）」、次の、災害発生から障がいを受けるまでの期間があった場合、その経緯等を詳細に知るための様式3-3の「災害により障がいを受けた経緯」でございませう。</p> <p>次に、松阪市以外の市町村で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、罹災証明書、災害障害見舞金を受領される方の身分証明書の写しと様式1-5の「請求書」でございませう。</p> <p>次に、フロー図の3の「災害弔慰金等支給審査委員会開催の準備」でございませうが、まず、個別事案ごとに当課が書類を作成いたします。</p> <p>作成する書類といたしましては、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類等により確認できた内容を取りまとめた様式3-4の「災害弔慰金等支給審査委員会諮問資料点検票（災害障害見舞金）」、対象者が精神障がいの場合に、当課職員が申出者や関係機関からの聞き取り、提出書類により作成する様式3-5の「災害による精神障がいの認定に当たっての確認シート」でございませう。</p> <p>また、必要に応じて、通院・入院履歴や病状等がわかる資料などの書類を収集いたします。</p> <p>これら必要書類が整いましたら、災害との因果関係の判断が困難な事案について、市長から委員会に諮問されることとなります。</p> <p>次に、フロー図の4の「災害弔慰金等支給審査委員会の開催」でございませうが、委員会の開催準備が整いましたら、委員長に委員会を招集していただき、「松阪市災害関連死認定基準」の準用と各種書類をもとに、個別事案ごとに、災害に起因するものであるか否かについて、ご審議いただくこととなります。</p> <p>また、個別事案の審議結果につきましては、別紙1のとおり委員会庶務である当課が取りまとめたものを、委員長・副委員長、各委員にご確認いただき、ご了承いただいた上で、市長に答申いただきたいと考えております。</p> <p>最後に、フロー図の5の「災害障害見舞金の支給」でございませうが、委員会からの答申をもとに、市長が支給を決定し、様式3-6の「松阪市災害弔慰金等支給審査委員会結果通知書」を申出者へ送付し、支給認定に相当する場合は、申出者に災害障害見舞金が支給されることとなります。</p> <p>マニュアルの次の資料は、先ほどご説明した提出書類等の一覧となります。また、その後ろに添付してありますのは、各種様式でございませう。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、何かご意見のある方はいますか。</p>
委員	<p>災害弔慰金の方は遺族に支給するっていうことで明確なんですけれども、災害障害見舞金の場合、例えば、ご本人が障害で、例えば字を書けないとか、あとはもうなかなか意思表示が難しいっていう場合も想定されるのかと思います。その場合の手続き方法についてはどのように考えていますか。</p> <p>また、見舞金の振込口座は請求者の本人名義の通帳となりますか。</p>
事務局	<p>1点目についてですが、本人の代理者が手続きしていただく形を想定しています。</p> <p>2点目については、本人名義の口座に限ると考えています。</p>
委員	<p>原則、多分そうなるかなと思うんですけれども、おそらく、実務の話になってくると、多分ご本人がおそらく、例えば生計維持者であれば250万で、その他の者が125万円っていう意識あると、高額の出金を、本人さん窓口行かないとできないっていう点で、</p>

	<p>本人さん名義ではなく、ご家族名義にさせてくれないとか、そういった要望も出てくるんじゃないかと思います。</p> <p>そのようなことを想定されて作成されたらいいのかなと思います。意見として指摘させていただきます。</p>
委員長	<p>災害見舞金の支給審査は負傷してからどのくらいの期間でするもののでしょうか。見舞金の支給が先にされ、仮に、その後災害に関連して死亡した場合、見舞金、弔慰金の関係はどのようになりますか。2回支給されるということでしょうか。</p> <p>災害関連死のケースを見ていると、大きな外傷を経て寝たきりになった場合もあります。能登の事例をみると1年後に亡くなっているケースもあります。</p>
事務局	<p>先に見舞金を支給した場合で、仮に250万円を支給したとして、その後に亡くなって死亡が災害関連死となる場合は、災害弔慰金の差額の支給ということになります。</p>
委員	<p>今の話だと、申請期間の話があったと思いますが。いかがでしょうか。何年もたってからだと判断が難しい事案も出てくるかと思いますが。</p>
事務局	<p>申請の期間については特に定めがありません。時間が経過してから支給するというケースもあると確認しています。</p>
委員長	<p>市長からも各災害によって認定基準も変わってくるということを聞きましたが、東日本震災のときはあまり聞かなかった気がします。能登震災なんかだと時間が経ってからも認定しているケースが見られたと思います。この判断が委員会の役割とは思いますが、ただ、10年経ってからも出てくる案件も考えられますので、行政の方であったり、制度であったり決めておかないと、いつまで続くかという問題が生じます。コストもかかり、手間もかかり、定義も難しくなると思うので、これからの検討課題かと思います。</p>
事務局	<p>今すぐに回答が難しい内容と考えております。ただ、能登震災の事例集を見ると、2年という経過の案件も認められている実情もあります。</p>
委員長	<p>能登震災のほうが東日本震災よりも認定の範囲が伸びてきている印象があります。じゃあ次起きたときにどうなるのかという考えになります。今後考えていかなければならない。また今後、判例、法令がでてくるのかもしれませんが、考えていく必要があると感じます。</p> <p>他に質問はありますか。</p>
委員	<p>先ほどの差額の支給をするという話がありましたが、どこに根拠がありますか。どこかに明記してありますか。</p>
委員長	<p>現状のマニュアルだけを見ると、災害見舞金、災害弔慰金の2回支給がされるように読めます。障害見舞金を本人が手続きし、本人が死亡後に、遺族が災害弔慰金申請をするというようなケースも考えられます。そのようなケースを想定して、しっかりと明記しておいたほうが良いと思います。</p>
委員	<p>追加意見・確認なのですが、災害障害見舞金は症状が固定してからということなので、固定してから見舞金の支給対象になったとしたら、何年か間をおいて亡くなったとし</p>

	て、災害弔慰金を支給というのはあまりなりにくいのかと思います。感覚なんですけど、追加で何年以内、何か月以内というルールがあればいいと思いますが。この場で確定するのは難しいと思いますが。
委員長	植物状態になった場合は取り扱いが特に難しいと思われます。
委員	固定したとしてから、亡くなる場合もあると思います。
委員長	症状が固定したというのは、身体障害などいろいろあると思いますが、受傷どのくらいとか期間はあるのでしょうか。
事務局	さきほどの差額の支給の根拠についてですが、松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条をご覧ください。「ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。」とあり、差額支給の根拠となっています。
委員長	控除するということは簡単にいうと差額支給ということですね。症状固定については、おそらく各疾患によって変わってくるということかと思いますが。
事務局	その通りと考えます。
委員長	身体の切断とかですと症状固定になるのでしょうか、他の症状はある程度回復状況を診て判断することになるのかと思います。あまりにも早い段階で申請がなされるとその時には判断ができないと思いますので、継続審議とするという判断もできるのでしょうか。
委員	例えば交通事故のような外傷であれば症状固定であれば判断しやすいところはあるのかもしれませんが、内科的疾患については固定を判断しづらいところがあります。実際には外傷については、交通事故等の案件に照らして考えやすいのかなと思います。
委員長	支給審査判断のタイミングについては審査委員会の裁量ということによろしいですか。
事務局	そのように考えております。
委員長	他に意見はないでしょうか。 《追加意見・質問なし》
委員長	多数意見がでましたので、事務局で整理し、まとめていただけたらと思います。
事務局	多くのご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に沿って、マニュアルの修正を行い、運用していきます。運用後に修正があれば、適宜修正して運用してまいります。

委員長	<p>それでは、以上で議事を終了いたします。 議事の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。 これにて議長の席を降壇します。</p>
事務局	<p>これで、本日の事項（審議）は全て終了いたしました。 以上を持ちまして、災害弔慰金等支給審査委員会の合同会議を終了いたします。 本日は、長時間にわたるご協議、ありがとうございました。</p>